

西目屋村移住支援事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 西目屋村は、あおもり創生総合戦略及び西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、西目屋村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う西目屋村移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から西目屋村に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（雇用者として通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を（ア）及び（イ）における対象期間に含めることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和6年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 西目屋村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している

こと。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、青森県及び西目屋村が認める場合を除く。

(エ) その他青森県又は西目屋村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在すること。

(イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、西目屋村の判断により対象とすることができる。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）関係人口に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 西目屋村に居住経験があること。

イ 農林水産業又は家業等に就業すること。

（５）起業に関する要件

１年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（６）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和６年４月１日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。

オ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第４条 移住支援金の申請者は、申請書（様式第１号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第２－１号、２－２号又は２－３号）及び本人確認書類に加え、前条第１号の要件を満たし、かつ前条第２号から前条第５号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては前条第６号の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

（１）移住に関する書類

ア 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

イ 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

（２）起業に関する書類 起業支援金交付決定通知の写し

（３）世帯に関する書類 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

（４）その他村長が必要とする書類

（交付決定の通知）

第５条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第６条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から３か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第7条 青森県及び西目屋村は、西目屋村移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、西目屋村移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして青森県及び西目屋村が認めた場合、又は青森県内の他市町村への転出についてはこの限りではない。なお、青森県内の他市町村へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合は、返還請求を行うものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に西目屋村から県外に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に西目屋村から県外に転出した場合

(返還請求に係る情報共有)

第9条 西目屋村は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から西目屋村に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と西目屋村が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 平成31年4月1日から令和元年12月24日までに転入した者の移住元に関する要件については、この要綱による改正前の西目屋村移住支援事業移住支援金交付要綱（令和元年要綱第22号）第3条第1号アの規定によるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。